

中川町移住体験住宅実施要項

(目的)

第1条 この要項は、本町への移住を希望し、又は検討する者（以下「移住希望者」という。）に対し、町内での生活を体験できる機会を提供することで、本町への移住及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者は除く。
- (2) 移住体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に町での生活を体験できるための住宅で、通称「ちょっと暮らし住宅」という。

(利用者の資格)

第3条 住宅を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす移住希望者とする。

- (1) 本町に移住する意思を有する者であること。または、本町と積極的に交流する意思を有し、関係人口に該当する者であること。
- (2) 入居期間中および入居前後において、移住に向けた定期的な面談の実施や、住民との積極的な交流の意志がある者。
- (3) 移住体験住宅の延べ利用回数が2回以下の者であること
- (4) この要項に基づく利用料金を支払う能力を有する者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) その他、町長が特別に認めた者。

(利用申請)

第4条 住宅の利用をしようとする移住希望者（以下「利用希望者」という。）は、「中川町ちょっと暮らし住宅申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に住宅の利用をする者全員の保険証の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を必要な方法で審査し、支障がないと認めたときは、「中川町ちょっと暮らし住宅利用許可書」（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

(利用期間等)

第6条 住宅の利用期間は、利用開始日から起算して90日以内とする。この場合において、当該利用期間内に住宅の利用をしない日があっても連続して住宅の利用をしたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特別な事情があると認めるときは、利用期間を延長し、又は短縮することができる。

(利用料金)

第7条 住宅の利用料金は、光熱水費（電気、ガス、灯油、インターネット使用料及び上下水道の使用料金をいう。）を含め、別表第一のとおりとする。

2 許可書の交付を受けた利用希望者（以下「利用者」という。）は、前項に規定する利用料金を町長が定める日までに、町長が発行する納付書により納付しなければならない。

3 前項の規定により納付された利用料金については、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害等その他利用者の責めによらない理由により住宅の利用をすることができなくなったとき。
- (2) 前条第2項の規定により利用期間を短縮したとき。
- (3) その他特別な事情があると町長が認めたとき。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守時及び就寝時における施錠その他の住宅の管理を善良な管理者の注意をもって行うとともに、住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱い、水道の凍結等に注意するとともに、備付けの家具、電化製品等を適切に取り扱うこと。

(3) その他の住環境の整備を適宜行い、住宅の敷地内を適切に管理すること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) その他町長が行う住宅の利用に関する指示に従うこと。

(禁止又は制限行為)

第9条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をすること。

(2) 興行、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

(3) 文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。

(4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。

(5) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(6) 犯罪行為その他の警察の介入を生じさせる不法行為をすること。

(7) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は住宅の利用に係る権利の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供すること。

(8) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取消し)

第10条 町長は、申請書の内容に偽りがあったと認められるとき又は前2条の規定に違反する行為があったと認められるときは、利用許可を取り消すことができる。

(明渡し)

第11条 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により許可が取り消されたときは、直ちに住宅を明け渡すとともに、住宅の鍵を返却しなければならない。この場合において、利用者は、利用許可の取り消しに伴い明渡しをするときは、明渡日を事前に町長に通知しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により住宅を明け渡すときは、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、住宅、家具、電化製品等を原状回復しなければならない。

3 町長は、前項の規定により利用者が行う原状回復の内容及び方法について、あらかじめ利用者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、住宅、家具、電化製品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 利用者は、故意又は過失により住宅、家具、電化製品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由によるものと認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第14条 町長は、住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表第 1 (移住体験住宅利用料金表)

住宅名	夏期間 (5月～10月)		冬期間 (11月～4月)	
	1か月	1週間	1か月	1週間
ちょっと暮らし住宅 (1.3.4号棟)	50,000円	12,000円	80,000円	20,000円
ちょっと暮らし住宅 (市街地 1～3号室)				
ちょっと暮らし住宅 (シェアハウス方式 4部屋)				

※1週間に満たない日数での利用の場合でも1週間分の料金とする。